

梨介護1第5-23号
令和2年5月13日

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部
支部長 茄子川 修 様

介護保険課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の臨時的な取扱いについて (回答)

令和2年4月16日付で提出のあった2件の質問について、山梨市の指定権者としての考えを下記のとおり回答します。

記

1. 問：新型コロナウイルス感染拡大が進む中で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員全てが感染者若しくは濃厚接触者となり、出勤停止・事業休止になる可能性がある。その場合、契約している利用者のケアマネジメントが継続困難となり、利用者の自立支援が損なわれる。
その場合、緊急措置として他の介護支援事業所が一時的にケアマネジメントを行う等の対応する事は可能か？また、可能な場合の具体的取扱いについて示されたい。

回答：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準では、サービス提供困難時の対応としては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないとしている。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員全てが感染者若しくは濃厚接触者となった場合、利用者への説明と同意を得る中で、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用し、柔軟に対応する事は差し支えない。

なお、事業所内のすべての介護支援専門員が入院等により、ケアマネジメントが継続困難な場合は、利用者の自立支援が損なわれる為、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じ、利用者及び当該家族、引継ぎ先の介護支援事業所の同意を得る中で、すみやかに引継ぎを行い、利用者の不利益を最小限に抑えるよう努めること。

裏面あり

2. 新型コロナウイルス感染拡大の中で、介護支援専門員自身が感染者若しくは濃厚接触者となり一定期間出勤停止となった場合、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当に代わりケアマネジメントを行うと想定される。その場合、常勤換算でひとり当たりの請求件数が40件を超えてしまう場合も想定されるが、運営基準減算には該当しないのか示されたい。

回答：お見込みのとおり。

今回の新型コロナウイルス感染症に介護支援専門員自身が感染者、若しくは濃厚接触者となり、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないこととする。

- ・令和元年台風第19号による被災における介護報酬等の取扱いについて 参照

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843
山梨市役所 介護保険課 介護保険担当 神谷
TEL 0553-22-1111 (代) (内：1223)
FAX 0553-23-0294